

アナフィラキシー対応ホットラインに関する覚書

昭和病院企業団（以下「甲」という。）、西東京市（以下「乙」という。）及び一般社団法人西東京市医師会（以下「丙」という。）は、アナフィラキシー対応ホットライン（以下「ホットライン」という。）の運用等に関し、次のとおり覚書を締結する。

第1 目的

ホットラインは、西東京市立保育園及び西東京市立小学校・中学校（以下これらを「学校等」という。）の園児及び児童・生徒の学校等の生活におけるアレルギー症状等発症時に対応するため、甲が設ける医師直通専用電話（以下「専用電話」という。）により、アレルギー症状の判断及び救急搬送の受入れ等に係る相談を行うことを目的とする。

第2 ホットラインの利用

ホットラインは、学校等においてアレルギー症状等が発症した際に、第5に規定する相談範囲において、次の各号により乙丙が利用するものとする。

- (1) 乙の職員がアレルギー症状等が発症した園児、児童・生徒等に対応するため
- (2) 丙に所属する医師がアレルギー症状等が発症した園児、児童・生徒等に対応するため

第3 ホットラインの運用及び専用電話の管理

甲乙丙は、ホットラインの運用に関する事例検討、運用に関する研修会等を実施するものとする。

- 2 乙丙は、ホットラインが適切に使用されるために、専用電話番号の取扱いに留意するものとする。

第4 相談時間

ホットラインを使用できる時間は、午前8時30分から午後5時15分までとする。ただし、土曜日、日曜日、国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日、12月29日から翌年1月3日までの日及び甲の指定する日を除く。

第5 相談範囲

ホットラインを使用できる相談範囲は、疾患としてアレルギー症状又は類似の症状等により相談が必要と判断された場合とする。

第6 病院における対応

甲は、学校等からホットラインによる連絡があったときは、次の各号に掲げる場

合に応じて、当該各号に定める対応をするものとする。

(1) 相談があった場合 症状等の聞き取りにより、対応の指示を行う。

(2) 搬送依頼があった場合 迅速に受入態勢を整える。

第7 協議

この覚書に定めのない事項については、甲乙丙が協議の上、決定する。

この覚書の成立を証するため、本書3通を作成し、甲乙丙が署名の上、各自1通を所有する。

平成27年8月26日

甲 昭和病院企業団

企業長

乙 西東京市

市長

丙 一般社団法人 西東京市医師会

会長